

平成 29 年度第 4 回香川県国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日時 平成 30 年 2 月 6 日（火）13：30～14：30
- 2 場所 香川県庁本館 12 階 第 1・第 2 会議室
- 3 委員の出席状況
〔出席委員 7 名〕 松尾会長、藤井委員、久米川委員、安西委員、野上委員、小島委員
美馬委員
〔欠席委員 4 名〕 中山委員、星川委員、豊嶋委員、久保委員
- 4 事務局出席者
健康福祉部：高木部長、小川次長
医務国保課：長尾課長、石井室長、白石室長補佐、西部室長補佐、中野副主幹、富田主任
- 5 傍聴者 3 名
- 6 議事内容
各議題の審議等について

議題 1 国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

事務局から、議題 1 について説明を行った。

【主な意見、質疑等】

- （ 会 長 ） ・ これからの流れはどのようになるのか。
- （ 事 務 局 ） ・ 市町に対しては既に納付金及び標準保険料率を示しており、各市町では 3 月議会に向けて、具体的に保険料率をどのようにするかという検討作業を行うことになる。
市町が実際に現行の保険料率を改定するのか、あるいは新制度になって 1 年あるいは 2 年程度は様子を見るのか、そこは各市町の状況に応じて市町が判断することになる。

1 人当たり国保事業費納付金等の状況（参考資料 2）について

- （ 委 員 ） ・ 直島町と小豆島町では、30 年度確定係数による 1 人当たり納付金額が 19 万 1 千円と 13 万 3 千円と大きな差があるが、この金額はどこまで開きがあっているものなのか。県の総額から納付金額を算出しているのに、大きな額の違いがでるのはなぜか。
- （ 事 務 局 ） ・ この金額は、国から年末に示された確定係数をもとに、それぞれの市町の一人当たり納付金額を算定した結果としての金額ある。
額の違いについては、様々な要素があるが、30 年度、31 年度については、前期高齢者交付金などの精算が影響している部分が大いと思う。
- （ 委 員 ） ・ このような家計への負担の差が、移住のような面で大きく影響するようなことはないか。
- （ 事 務 局 ） ・ この金額が、実際に各市町の国民健康保険の被保険者の方の一人当たりの負担になるかどうかというのは、各市町の国民健康保険に係る基金やその他の財源等も含めて、最終的に保険料がどう決定されるかによって変わってくる。本来望ましくないが、一般会計から法定外の

繰入をすることによって、財政基盤の弱い国民健康保険事業を支えている市町もある。本来赤字を補てんするような繰入は望ましくないので、徐々にそういった赤字も解消していく必要はあるが、来年度ただちに繰入をやめてしまうと、保険料が激変することになり、理解が得られないことになるので、そのバランスをどのようにしていくか、各市町で十分に検討が必要だと考えている。

平成 30 年度国民健康保険事業費納付金算定に係る係数（参考資料 3）について

- （ 委 員 ） ・ 高額の医療費、80 万円を超えるものについて調整とあるが、80 万を超える部分については県全体で共同負担するという点について説明をお願いしたい。
- （ 事 務 局 ） ・ ひとつのレセプトが高額になる場合に、これまでの市町村単位で運営していた時にも、それをカバーする仕組みはあったが、その仕組みがない場合、高額なレセプトが立て続けに特定の市町で発生すると、急激に保険財政が悪化することになる。そのため、高額なレセプト、医療費がかかるようなケースが生じた場合には、広域で負担するという点で、今回の都道府県単位化に合わせ、香川県では、県内の市町と協議したうえで、高額なレセプトについては、共同で負担するような仕組みとしている。具体的には、高額なレセプトについては、調整したうえで市町の納付金を算定するという仕組みにしている。
- （ 会 長 ） ・ 従来は、このような高額医療費が生じた場合、そこを調整するようなことは行われていなかったのか。
- （ 事 務 局 ） ・ 市町の国保事業を円滑に運営していくために、国民健康保険団体連合会が各都道府県ごとにあるが、これまでも、その連合会に各市町が拠出するような形で、一定、高額なレセプトについては共同で負担する仕組みがあった。それを、都道府県単位化に合わせて、納付金の算定の際に行う形に、仕組みを変更するものである。

平成 30 年度における香川県の国民健康保険の概要（参考資料 4）について

- （ 委 員 ） ・ 「6 財政安定化基金」について、資料 1 の別添資料に、市町ごとの基金からの繰入を考慮していないと記載されているが、この財政安定化基金というのは、県と市町のどちらの持ち物なのか。市町にも基金があるという理解でよいか。また、県はこの基金について、どこから財源を持ってきたのか。
- （ 事 務 局 ） ・ 参考資料 4 「6 財政安定化基金」については、今回の国民健康保険の都道府県単位化に合わせて、国から財源を各都道府県に交付し、都道府県単位で国民健康保険事業を運営してく上での財政を安定するための基金とするものである。

県全体として保険給付が増加する場合には、県の国民健康保険事業特別会計の財源として活用することになる。また、市町が特別な事情により保険料が収納できない場合には、この財政安定化基金を使って、県から該当市町に貸し付けるといった仕組みになる。

また、特例基金については、新制度に移行する上で激変を緩和する

ための財源である。

資料1における基金は、従来から国民健康保険事業を運営している市町において、国民健康保険の特別会計で、事業の剰余金を基金に積み、不足したときには基金を活用するということを行っている。過去からの基金に余裕があれば、その基金を取り崩して使うということが可能である。

議題2 その他

事務局から、今後の進め方として、今後の運営協議会の方針等について、説明を行った。

香川県国民健康保険事業運営方針に基づく県の取組み（参考資料5）について

- (委 員) ・ 「基本的な考え方」に関して、各県の保険者協議会に係る県の関与についての新聞記事が出ていたと思うが、香川県の方針は、「保険者協議会に積極的に関与し」ということで、主体になることはないのか。
- (事 務 局) ・ 保険者協議会の運営方法について、国は、審議会等の意見を踏まえ、現在の事務局は、国保連合会のところが大部分だと思うが、各県の国保連合会と県が役割分担しながら運営していくという大枠を示している。具体的ところは、まだ十分に国から示されていないが、香川県としても、そのようなことに対応するため、県庁内部の関係課と調整したうえで、国保連合会と調整しようとしているところである。